

「あいち CO₂削減マニフェスト 2030」の手引き

2022年4月

愛知県環境局

1 あいちCO₂削減マニフェスト 2030 の概要

事業者が自ら地球温暖化対策のための取組及びCO₂排出量の削減目標を、「マニフェスト」(行動宣言)として、本県へ提出し、本県が公表・PRするとともに、毎年度の取組結果に応じて認定・公表する制度です。

認定・公表することにより、その**事業者の環境貢献活動を広く社会にPR**するとともに、他の事業者や他の地域への展開を期待することができます。

「マニフェスト」には、「我が社は、地球温暖化対策に対してこのように取り組む」ということを具体的に盛り込み、2030年度までの行動の羅針盤として活用していただくことを期待しています。

※マニフェストは、自主的な行動計画であり、目標が未達成であっても罰則等はありません。

2 マニフェストの作成・提出の対象となる事業者

地球温暖化対策を積極的に推進しようという意欲のある愛知県内の事業者が対象です。

「事業者」の範囲(例)

- ・企業全体
- ・事業所(工場・支店・支社・営業所等)
- ・チェーン店全体
- ・関連企業を含む企業グループ全体 など

※それぞれの状況に応じた単位で作成してください。(最小単位は事業所)

3 宣言書の提出方法

新たに本制度に参加しようとする事業者は、初年度に宣言書を提出してください。なお、途中で目標の変更等があれば、再提出することが可能です。

(1) 提出書類

- ・あいちCO₂削減マニフェスト 2030 宣言書(様式1)
- ・CO₂削減マニフェスト(取組内容)(様式1_別紙1)
- ・CO₂削減マニフェスト(CO₂排出量)(様式1_別紙2)

(2) 提出方法

あいち電子申請・届出システム又はメール

※あいち電子申請・届出システムは、下記のリンク先からご利用できます。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action

また、メールの場合は、ondanka@pref.aichi.lg.jp へ送信してください。

(3) 提出期限

毎年度 4 月～9 月末日まで

(4) その他

宣言書を提出し、本県が承認した事業者には、当該年度の 12 月頃に認定証をお渡しします。

4 宣言書の作成方法

(1) 取組内容の作成（様式 1_別紙 1）

2030 年度までに実施する「具体的取組」について記載してください。

（2030 年度までの数値目標が設定できる項目については、できる限り設定してください。）

(2) CO₂排出量目標の作成（様式 1_別紙 2）

CO₂排出量を算定し、前年度の実績値を把握した上で、2030 年度の CO₂排出削減目標（総排出量又は排出原単位（注））を立ててください。（原則、年平均で 1%以上削減するような目標設定をお願いします。）

※ただし、宣言時に実績値が把握できない場合は、様式 1_別紙 1 を先に提出し、実績値を把握してから様式 1_別紙 2 を提出することも可能です。

（注）排出原単位：CO₂総排出量を密接に関連する指標で割った値

5 実績報告書の提出方法

2 年目以降、毎年度、実績報告書を提出してください。

(1) 提出書類

- ・あいち CO₂削減マニフェスト 2030 実績報告書（様式 2）
- ・CO₂削減マニフェスト実績報告（取組内容）（様式 2_別紙 1）

- ・CO₂削減マニフェスト実績報告（CO₂排出量）（様式 2_別紙 2）

（2）提出方法

あいち電子申請・届出システム又はメール

※あいち電子申請・届出システムは、下記のリンク先からご利用できます。

https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action

また、メールの場合は、ondanka@pref.aichi.lg.jp へ送信してください。

（3）提出期限

毎年度 4 月～7 月末日まで

6 実績報告書の作成方法

（1）取組内容の実施結果（様式 2_別紙 1）

『あいちCO₂削減マニフェスト 2030 実績報告書』の様式に従い、各取組項目の取組状況について記載してください。

（2）CO₂排出量の実績値（様式 2_別紙 2）

CO₂排出量（総排出量又は排出原単位）を算定し、報告してください。

削減率（対前年度比）に基づき、ランクアップの評価を行います。（詳細は「7 ランクアップ」をご覧ください。）

なお、本マニフェストは自主的な行動計画であり、目標が未達成であっても罰則等はありません。

※2年連続で実績報告書の提出がない場合、マニフェストの認定を取り消します。

7 ランクアップ

本制度では継続的な取組を評価するランクを設けており、実績報告におけるCO₂排出量の削減率に応じて、ランクがアップします。

ランクアップについて

★（シングルスター）：宣言時にここからスタートとなります。

★★（ダブルスター）：★に認定以降、CO₂排出量の削減率（対前年度比）について、2年度分の平均が1%以上なら認定。（目標設定で選択した総排出量又排出原単位のいずれかの指標で評価。）

★★★（トリプルスター）：★★に認定以降、CO₂排出量の削減率（対前年度比）について、2年度分の平均が1%以上なら認定。（目標設定で選択した総排出量又排出原単位のいずれかの指標で評価。）

～ランクアップの例～

	宣言年度	宣言+1年度	宣言+2年度
宣言	宣言	—	—
実績報告	①前年度のCO ₂ 排出量	②宣言年度のCO ₂ 排出量	③宣言+1年度のCO ₂ 排出量
削減率	④ = ② ÷ ①		⑤ = ③ ÷ ②
削減率の平均	⑥ = (④ + ⑤) ÷ 2		
ランク	★に認定	ランクアップ無し	⑥が1%以上なら★★に認定

※CO₂排出量の削減率（対前年度比）を小数第1位（小数第2位を四捨五入）で求め、その2年度分の値を平均した数値で判断します。（平均後の数値については四捨五入等を行いません。）

8 マニフェストに登録するメリット

- ・本県のホームページ等で事業者名、取組目標、ランク等をPRします。
- ・宣言時、ランクアップ時に、認定証を交付します。
- ・新たに宣言した事業者については、本県が主催するフォーラム等で認定証をお渡しすることを予定しています。

※認定される事業者数により取扱いが変更になる場合があります。

9 「愛知県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化計画書制度の対象者について

地球温暖化対策計画書制度の対象事業者が、同制度と同一の事業所範囲で宣言する場合は、以下の取扱いとなります。

- ・CO₂排出量の実績値：地球温暖化対策計画書・実施状況書と同じ値となります。
- ・実績報告書の提出：地球温暖化対策計画書制度に基づき、地球温暖化対策実施状況書を提出することにより、実績報告書の提出とみなします。

10 その他

- ・CO₂削減マニフェストの取組内容やCO₂排出量に係る根拠資料の提出、訪問調査をお願いする場合があります。
- ・その他、本県の環境施策へのご協力をお願いする場合があります。
- ・CO₂削減マニフェストに係る虚偽の申請や報告等の不正があった場合や2年連続で実績報告書の提出がない場合は、認定を取り消します。